別添

訪問型サービス費及び通所型サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

１　介護予防訪問介護相当サービス費

ア　介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和６年３月15日厚生労働省告示第58号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）別表単位数表の訪問型サービス費に定める単位数とする。当該費用の算定に当たっては、介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和６年３月15日老認発０３１５第５号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知。以下「令和６年老認発０３１５第５号通知」という。）の取扱いに準ずるものとする。

２　訪問型サービスＡ費

ア　訪問型サービスＡ費Ⅰ ２０２単位（事業対象者又は要支援１・２　１回につき）

注１　訪問型サービスＡ費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

(１)介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週１回程度の利用が必要と認められた場合　月５回まで

(２)介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週２回程度の利用が必要と認められた場合　月１０回まで

注２　アについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に９０／１００を乗じ、５０人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に８５／１００を乗じる。ただし、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が１００分の９０以上の場合（事業所と同一の建物の利用者５０人以上にサービスを行う場合を除く）は、８８／１００を乗じる。なお、建物の範囲については、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注３　アについて、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、所定単位数の１／１００に相当する単位数を減算する。

注４　令和７年４月１日以降は、アについて、業務継続計画未策定の場合は、所定単位数の１／１００に相当する単位数を減算する。

３　介護予防通所介護相当サービス費

ア　厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費に定める単位数とする。当該費用の算定に当たっては、令和６年老認発０３１５第５号通知の取扱いに準ずるものとする。

４　通所型サービスＡ費

ア　通所型サービス費Ⅰ　３４５単位（事業対象者又は要支援１・２　１回につき）

注１　通所型サービスＡ費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

(１) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週１回程度の利用が必要と認められた場合　月５回まで

(２) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより、週２回程度の利用が必要と認められた場合　月１０回まで

注２　アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に７０／１００を乗じる。

注３　アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、１回につき９４単位を減算する。

注４　アについて、事業所が送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を減算する。

注５　アについて、高齢者虐待防止措置未実施の場合は、所定単位数の１／１００に相当する単位数を減算する。

注６　アについて、業務継続計画未策定の場合は、所定単位数の１／１００に相当する単位数を減算する。ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和７年３月３１日までの間減算しない。